

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成27年 6 月 1 日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議席の変更について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 会期の決定について
日程第 4 諸般の報告について
日程第 5 市長招集挨拶
日程第 6 報告第 1 号 平成26年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について
日程第 7 報告第 2 号 平成26年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 8 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する
条例」）
日程第 9 議案第40号 愛西市税条例等の一部改正について
日程第10 議案第41号 愛西市国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第11 議案第42号 愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事
業区域外流入分担金条例の一部改正について
日程第12 議案第43号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
日程第13 議案第44号 市道路線の廃止について
日程第14 議案第45号 市道路線の認定について
日程第15 議案第46号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第16 同意第 1 号 愛西市公平委員会委員の選任について
日程第17 同意第 2 号 愛西市教育委員会委員の任命について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	山 岡 幹 雄 君
3 番	近 藤 武 君	4 番	神 田 康 史 君
5 番	竹 村 仁 司 君	6 番	高 松 幸 雄 君
7 番	石 崎 たか子 君	8 番	吉 川 三津子 君
9 番	鬼 頭 勝 治 君	10番	八 木 一 君
11番	大 宮 吉 満 君	12番	杉 村 義 仁 君
13番	島 田 浩 君	14番	大 島 一 郎 君
15番	鷺 野 聰 明 君	16番	堀 田 清 君
17番	大 島 功 君	18番	河 合 克 平 君
19番	真 野 和 久 君	20番	加 藤 敏 彦 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 津 友 章 君
総 務 部 長	飯 谷 幸 良 君	企 画 部 長	佐 藤 信 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	石 黒 貞 明 君
市 民 生 活 部 長	永 田 和 美 君	上 下 水 道 部 長	横 井 一 夫 君
消 防 長	飯 谷 修 司 君	福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	猪 飼 明 君
子 育 て 支 援 プ ロ ジ ェ ク ト 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	伊 藤 辰 明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 敏 彦	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	山 田 宗 一	書 記	服 部 陽 介

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。本定例会開会前に、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、申し出を行った報道機関に限り、撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議席の変更について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・議席の変更を行います。

会議規則第3条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。

全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

全ての議席につきまして、ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、5番・武村仁司議員、6番・高松幸雄議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月20日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月20日に開催いたしました結果、会期は本日6月1日から6月26日までの26日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月26日までの26日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月26日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・諸般の報告について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

海部南部水道企業団議会議員の河合克平議員、お願いいたします。

○18番（河合克平君）

それでは、海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

平成27年第1回定例会が、平成27年2月23日から3月25日までの会期で、海部南部水道企業団議場にて開催をされました。

付議事件につきましては、議案第1号：平成27年度海部南部水道企業団水道事業予算について、収益的収支、収入25億1,056万5,000円、支出22億7,077万9,000円、資本的収支、収入1億8,529万1,000円、支出9億3,278万9,000円。収支差し引きは、2億3,978万6,000円となります。

総務委員会で、水道料金検討委員会の設置について、前向きに取り組む答弁がございました。早期実現を求める賛成討論がされ、全員賛成をもって可決されました。

続いて、平成27年第1回臨時会が平成27年5月18日に開催されました。

付議事件として、副議長選挙が行われ、飛島村選出の井田晴己議員が選出されました。

以上、報告いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成27年1月から平成27年3月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。

陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしくお願いをいたします。

なお、去る4月15日、四日市市で開催されました第98回東海市議会議長会定例総会において、大宮吉満議員、大島功議員が議員在職15年以上の表彰を受けられました。

ここに、多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を

心よりお喜び申し上げます。御披露を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第5・市長招集挨拶

### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

### ○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

平成27年6月愛西市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公使お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、この本庁舎増築棟も3月30日より業務を開始させていただきました。引き続き来年の全面運用開始に向け、各作業を進めてまいりたいというふうに思います。

そして、増築棟の業務開始に伴いまして、この議場において初めての議会開催となります。改めて、身の引き締まる思いを職員一同ひしひしと感じております。今後も市民の皆様方を初め、関係各位の御理解、御協力がいただけるよう、私ども一丸となって市政運営に努めてまいります。

さて、議員各位におかれましては、昨日5月31日に行いました平成27年度愛西市消防団観閲式には、御多用中の中、御臨席を賜りましてまことにありがとうございました。石川団長を初め、団員、少年消防クラブの日ごろの訓練の成果をごらんいただき、今後の市の防災、減災の中心的役割を担う消防団の重要性を改めて実感いたしましたところでございます。今後も消防団活動に対しまして、皆様方の御支援、御協力をいただきますようよろしくをお願いいたします。

そして、5月9日、5月16日の2日間にわたりまして、市内各中学校区6会場におきまして、タウンミーティングを開催をさせていただきました。

今回のテーマは、防災についてとさせていただきます。市民周知につきましては、全戸配付の市の広報紙、回覧板、そしてホームページにおいて開催を告知させていただきました。参加していただきました皆様方におかれましては、まことにありがとうございました。次回以降につきましては、内容や協力いただきましたアンケートなど、よく検証いたしまして、全般にわたりまして検討してまいりたいというふうに思っております。

さて、今定例会に提出をさせていただきます案件につきましては、愛西市税条例の一部改正など12件で、そのうち報告2件、承認1件、条例の一部改正ほか7件、人事案件2件となっております。なお、人事案件につきましては、本日御議決の上、御賛同いただきますようお願いをしたいと思いますというふうに思います。

各議案の内容につきましては、各担当部長より説明をさせていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・報告第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・報告第1号：平成26年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

それでは、報告第1号：平成26年度愛西市一般会計継続費繰越計算書について、御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

最後のページをお願いいたします。

平成26年度愛西市一般会計継続費繰越計算書でございます。この繰越計算書につきましては、さきの議会において議決をいただいております統合庁舎整備事業及び統合庁舎駐車場整備事業の継続費につきまして、27年度へ逐次繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、統合庁舎整備事業及び統合庁舎駐車場整備事業において、26年度の未執行額を翌年度へ逐次繰り越しするものでございます。

逐次繰越額につきましては、統合庁舎整備事業が1億6,486万7,700円で、財源内訳は繰越金でございます。統合庁舎駐車場整備事業では、逐次繰越額が234万7,040円で、財源内訳は繰越金でございます。よろしくをお願いいたします。

報告第1号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・報告第2号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・報告第2号：平成26年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をお願いいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

報告第2号：平成26年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

最後のページをお願いいたします。

平成26年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。この繰越計算書につきましては、さきの3月議会で議決をいただきました繰越明許費につきまして、27年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

内容につきましては、統合庁舎整備事業、地域消費喚起・生活支援型事業及び地方創生先行

型事業の3事業において、年度内に完了ができなかったものでございます。

繰越額につきましては、3事業合計で1億9,213万1,523円でございます。財源内訳といたしまして、国県支出金で1億3,183万1,000円、一般財源で6,030万523円でございますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・承認第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・承認第1号：専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する条例」）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について、御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正について、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分したので、報告し承認を求めます。

1枚はねていただきまして、専決第1号、専決処分書の写しがつけてございます。

平成27年3月31日に専決を行いました。

専決処分に係る改正内容につきましては、二輪車等に係る軽自動車税の税率引き上げの1年間延長、固定資産税について土地に係る負担調整措置制度の3年間延長、法律の号ずれに伴う改正について専決処分したものでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第23号：愛西市税条例等の一部を改正する条例。

第1条、愛西市条例の一部を次のように改正する。

第57条及び第59条につきましては、地方税法の改正による号ずれに伴い、適用条項を整理するもので、内容の変更についてはございません。

続きまして、附則の第11条から附則の第15条第2項までは、地方税法の改正による年度の読みかえでございます。内容につきましては、平成27年度の固定資産税の評価がえに伴い、適用年度の更新延長するものでございます。施行期日は、平成27年4月1日となっております。

続きまして第2条、愛西市税条例の一部を改正する条例（平成26年愛西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

これは、平成26年3月の地方税法の改正によりまして、軽自動車税の税率が平成27年度分の課税から引き上げられる予定でしたが、ことし3月の地方税法の改正によりまして、原動機付自転車及び二輪車の税率については引き上げを1年延長し、28年度分の課税から引き上げられ

ることになりました。この改正を受けまして、昨年6月に公布しました愛西市税条例の一部を改正する条例（平成26年愛西市条例第12号）についても、原動機付自転車及び二輪車等の税率の引き上げを1年延長を改正するものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律は、平成27年3月31日に公布されまして、二輪車等に係る税率の見直しの延期に係る改正規定につきましては、公布の日から施行がされました。この改正規定は、平成27年4月1日施行とされていたものを1年延長するために、施行される前日の平成27年3月31日までに改正することが必要であり、愛西市税条例につきましても同様の改正規定がありまして、施行される前に改正する必要があったため、平成27年3月31日で専決処分をし、同日公布したものでございます。

なお、資料1で新旧対照表、資料2で今回の改正の概要がつけてございますので、御精読をいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第40号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第40号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第40号：愛西市税条例等の一部改正についての御説明を申し上げます。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税につきましては、地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除額、いわゆるふるさと納税の拡充、住宅借入金等特別控除等の延長措置、固定資産税に係るわがまち特例の追加など。また、軽自動車税につきましては、燃費性能のすぐれた環境への負担の少ない軽自動車に対する税率軽減の措置、たばこ税につきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的廃止等となっております。

そして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法に伴い、記載事項に個人番号及び法人番号を加える所要の措置をするものでございます。

なお、本条例は2条建てとなっております。第1条で愛西市税条例の一部を改正し、第2条で平成26年6月に公布された愛西市税条例等の一部改正する条例（平成26年愛西市条例第12号）の一部を改正するものでございます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思っております。

愛西市条例第24号：愛西市税条例等の一部を改正する条例。



第1条、愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、恐れ入ります、別紙資料2の一部改正の概要をもとに説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、第2条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴いまして、記載事項に法人番号を加えるものでございます。

第23条及び第31条は、法律が改正されたことに伴い、引用条項の整理をするものでございます。

第33条は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするものでございます。

第36条の2及び次のページの第51条から4ページの第147条までは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴いまして、記載事項に個人番号及び法人番号を加えるものでございます。

第36条の3の3から2ページの第50条までは、引用している所得税法、法人税法の改正による規定の号ずれを修正するものでございます。

4ページを見ていただきまして、附則第4条は、法人税法の改正に伴う条ずれを修正するものでございます。

附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローンの減税措置の対象期間が所得税同様31年6月30日まで延長されたことに伴い、減税措置の適用年度を延長するものでございます。

附則第9条は、ふるさと納税に係る申告手続の簡素化に伴う確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行う場合は、ワンストップ特例が導入されたことに伴い、規定を設けるものでございます。

附則第9条の2は、これもふるさと納税ワンストップ特例の対象となる場合、これまで所得税から控除されていた額を、市民税の所得割額から控除する規定を追加するものでございます。

附則第10条の2は、地方税法改正の中で、家屋や償却資産に対する固定資産税に係るわがまち特例制度が新たに追加されたことに伴う改正でございます。

次のページの附則第10条の3及び附則第13条の4は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、記載事項に個人番号、法人番号を追加するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に登録された三輪及び四輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税に限り税率を軽減する特例措置、自動車税のグリーン化特例が創設されたことに伴い、改正するものでございます。これは後ほど説明させていただきます第2条にも関係してまいります。税率につきましては、9ページに記載しておりますので、確認をしていただきたいと思います。

附則第16条の2は、たばこ税の税率で、旧3級品の製造たばこに係る国及び地方たばこ税の

特例税率が廃止されることに伴い、条文を削除するものでございます。

なお、激変緩和の観点から、経過措置といたしまして、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの段階的に税率が引き上げられます。次ページに記載しております旧3級品と申しますのは、そこにも書いてございますように、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6種類でございます。

次に、第2条関係について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、議案書のまた7ページをお願いいたします。

第2条、愛西市税条例等の一部を改正する条例（平成26年愛西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

概要の8ページでございます。

第2条による改正につきましては、平成26年6月定例会において可決をいただきました平成26年度の愛西市税条例改正におきまして、平成28年度から軽自動車税の税率の特例として、軽四輪等に対する重課を導入してございましたが、施行前の今回の愛西市税条例改正におきまして、燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい軽四輪等に対する軽課が導入されることに伴い、昨年度の一部改正条例の一部を改正するものでございます。

附則第16条の改正規定につきましては、軽自動車税の税率の特例として重課税率への読みかえ規定が新設されるものでございますが、その施行より前に施行される軽課税率への読みかえ規定が、先ほど説明させていただきました第1条による改正で、同じ附則第16条に新設されることに伴いまして、昨年度の一部改正条例の一部を改正し、軽課税率への読みかえ規定から重課税率及び軽課税率への読みかえ規定に改めるものでございます。

附則第5条、第6条につきましては、軽自動車税に係る経過措置について定めたものでございますが、語句の整理をするものでございます。

なお、改正条例の施行期日につきましては、お手元の概要書右端に、適用年月日にそれぞれ記載してございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第41号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第41号：愛西市国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

議案第41号について説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例等の一部改正について。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第25号：愛西市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。内容につきましては、別添の議案第41号資料の愛西市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

第2条第2項は、基礎課税額の限度額について「51万円」を「52万円」に改正し、同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額について「16万円」を「17万円」に改正し、同条第4項では、はねていただきまして、介護納付金課税額の限度額について「14万円」を「16万円」に改正するものでございます。

次に、第23条の国民健康保険税の減額の規定についてでございますが、第2条と同じように、基礎課税額の限度額について「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について「16万円」を「17万円」に改正し、介護納付金課税額の限度額について「14万円」を「16万円」に改正するものでございます。

また、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更につきましては、第2号の「24万5,000円」を「26万円」に改正するものでございます。第3号の「45万円」を「47万円」に改正するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、地方税法の訂正により附則第17項の施行期日を平成29年1月1日をお願いしていたものを、平成28年1月1日から施行するというものでございます。

ここで、議案の本文に戻っていただきまして、附則をごらんいただきたいと思います。

附則の施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

適用区分といたしまして、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第42号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第42号：愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第42号について御説明申し上げます。

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について。

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成21年愛西市条例第24号）及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年愛西市条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、下水道事業受益者変更の取り扱い及び受益者負担金の徴収の適正化に関し、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第26号：愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部を改正する条例。

第1条、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成21年愛西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料1ページの新旧対照表（第1条関係）をお願いいたします。

第10条第1項のところになります。

改正前で、第3条の公告の日により受益者が確定した場合は、その後の受益者の変更は相続によるもの以外認めないものとするが、改正後で、第3条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方または一方（新たに受益者となった者をいう。）がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により、定められた額のうち、当該届け出の日までに納付すべき時期に至っているもの（以下、納期到来額という。）は、新たに受益者となった者が当該納期到来額の納付を市長に申し出た場合を除き、従前の受益者が納付するものとするに改め、相続以外の受益者の変更を認め、適正な受益者の承継を図るものでございます。

また、同条第3項につきましては、同条第1項の改正に伴うもので、新たに受益者を前項の規定により新たな受益者に、届け出の日までに納付すべき時期に至っているものは、それを納期到来額に改めるものでございます。

なお、今回の条例改正に伴いまして、相続による受益者変更の取り扱いについては、従前と変わるものではございません。

次に、第13条第1項中の一番下のところになります。

改正前で「地方税法」が、改正後で「国税徴収法及び地方税法」に改め、適正な滞納処分の運用を図るものでございます。

本文1ページに戻っていただきまして、第2条、愛西市下水道事業区域外流入分担金条例（平成21年愛西市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料の3ページの新旧対照表（第2条関係）をお願いいたします。

第9条第1項及び同条第3項のところになります。

改正内容につきましては、先ほど御説明申し上げました愛西市下水道事業受益者負担金及び分担

金条例の第10条第1項及び同条の第3項と同じ内容でございます。

第9条第1項及び同条第3項を改めまして、相続以外の受益者の変更を認め、適正な受益者の承継を図り、及び同条第1項の改正に伴うものでございます。

なお、今回の条例改正に伴いまして、相続による受益者変更の取り扱いにつきましては、従前と変わるものではございません。

本文2ページにお戻りいただきまして、附則といたしましては、この条例は平成27年7月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第43号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第43号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（石黒貞明君）

それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

海部地方教育事務協議会規約の変更について。

海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴い、海部地方教育事務協議会規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決の必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、海部地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約。

海部地方教育事務協議会規約の一部を次のように改正する。

内容の説明につきましては、別添の議案第43号資料の海部地方教育事務協議会規約の一部改正新旧対照表をごらんください。

第4条第1項第2号を教科用図書採択海部地区協議会の庶務に関する事務に改めるものでございます。

もとにお戻りいただきまして、附則をごらんください。

附則といたしまして、この規約は、平成27年7月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第44号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第44号：市道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、議案第44号：市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

議案第44号：市道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、1ページをごらんください。

東保町から西保町の市道2355号線は、物流施設の建設のため廃止をお願いするものでございます。市道路線の再編を行うため、申請道路と自社所有の土地の一部を交換し、有効利用を行うものでございます。

資料といたしまして、1ページに路線廃止図を添付させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第45号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第45号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、議案第45号について御説明を申し上げます。

議案第45号：市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

物流施設の建設のため廃止をした市道2355号線238.9メートルを、起点の変更により新たに24メートル認定をお願いをするものでございます。

また、再編のため、道路として市道2368号線として95メートルをお願いするものでございます。

資料といたしまして、路線認定図を添付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第46号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,148万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ214億4,348万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入について私から御説明いたします。

大変恐縮ですが、7ページ、8ページのほうをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金で、社会保障・納税番号制度に係る個人番号カード交付事業実施に伴う補助金として、2,356万1,000円の補正計上をお願いしております。

同じく第2目民生費国庫補助金で、臨時福祉給付金支給事業実施に伴う補助金として、6,985万6,000円の計上でございます。

また、同じく第6目教育費国庫補助金で、学校施設環境改善事業実施に伴う交付金として、1,162万8,000円の計上でございます。

次に、第14款県支出金、第3項県委託金、第5目教育費県委託金では、県からの委託事業として、学力充実プラン推進事業委託金及び地域に学び・語り継ぐキャリア教育推進事業委託金で合わせて25万4,000円の計上でございます。

以上の歳入につきましては、歳出の各事業に関連する特定財源として補正計上させていただいております。不足する財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で2,618万7,000を計上し、一般財源の収支を図っておりますので、よろしくをお願いいたします。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、それぞれの所管部長より御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

私のほうからは、市民生活部の所管に関するものについて、説明をさせていただきます。

それでは、引き続き9ページ、10ページをお願いいたします。

2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード交付事務に係ります2名分の臨時職員関係で、4節共済費10万8,000円、7節賃金で61万2,000円、9節旅費で2万6,000円の追加をお願いするものでございます。

また、通知カードの再送等郵送料としまして、12節役務費16万7,000円、個人番号カード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業から、個人番号のカード作成まで業務委託交付金としまして、19節負担金、補助及び交付金2,264万8,000円の追加をお願いするものでございます。

この事業につきましては、社会保障・税番号制度導入に係る事業で、平成28年1月から個人番号カードを交付するための経費をお願いするものでございます。

申請方法につきましては、平成27年10月以降住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で届きます。同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を張りつけ、返信用封筒に入れて、ポストに投函をしていただきます。平成28年1月以降に交付通知書が送られてきますので、市役所窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただきまして、個人番号カードが無料で交付されるというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。次は福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

それでは、私のほうからは福祉部所管に関するものについて、御説明させていただきます。

同じく9ページを、10ページをごらんいただきたいと思っております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節で償還金、利子及び割引料におきまして、愛知県からの委託を受けていた人権啓発活動費の平成26年度分の精算により、返還金が生じたので、1万4,000円をお願いするものでございます。

7目としまして、臨時福祉給付金費6,985万6,000円をお願いするものであります。これは、平成26年度に引き続きまして、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々へ臨時的措置として、今年度も支給するもので、その事務費分としまして、市職員分の3節職員手当等の時間外勤務手当162万4,000円、臨時職員3名分として、4節共済費の保険料32万4,000円、7節賃金の183万6,000円、9節旅費としまして、通勤費の7万6,000円をお願いするものでございます。

また、11節の需用費として、ファイル等消耗品費10万円、周知用のチラシ、窓あき封筒等の印刷製本費43万1,000円、仮設電話設置のための修繕料2万7,000円、12節役務費として、案内通知等の郵便料239万6,000円、仮設電話の電話料6万5,000円、給付金の振込手数料の81万7,000円。

1枚おめくりいただきまして、12ページの13節委託料として、システムの改修費用576万、19節負担金、補助及び交付金として、臨時福祉給付金お1人6,000円で、9,400人分の5,640万円をお願いするものでございます。

続きまして、第2項児童福祉費、4目児童館費、15節工事請負費で、市江児童館の老朽化対策としまして、屋上の防水改修工事について設計が完了しましたので、316万7,000円を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。次は教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、教育部の所管に関するものについて、御説明申し上げます。

引き続き、11ページ、12ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費におきましては、県からの委託事業としまして、小中学校の学力・学習の課題を明らかにし、課題を克服し、学力充実のための実践教育を推進するため、学力充実プラン推進事業を実施するための補正をお願いしております。



内容につきましては、8節報償費では、授業改善研究会開催に伴います講師謝礼として2万円、同じく9節旅費として5,000円、11節需用費として実施に伴います消耗品費として、10万5,000円を計上させていただきました。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費では、永和小学校が日光川下流流域下水道の供用開始区域となったことによります公共下水道への接続工事として3,488万4,000円を計上させていただきました。

次に、2目教育振興費、13節委託料でございますが、これにつきましては、県からの委託事業としまして、西川端小学校におきまして実施させていただきますが、地域に学び・語り継ぐキャリア教育推進事業委託料として12万4,000円を計上させていただきました。趣旨としましては、地域の方をお招きしまして、講話や体験活動による働くこと及び生き方に対して考えを深めるとともに、下級生へ語り継ぐことにより、子供の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進することを趣旨として実施するものでございます。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年3月議会の一般会計の補正予算において、地方創生型先行事業のうち、長良川2020年東京五輪事前キャンプ誘致委員会負担金を計上、繰越明許費となりましたので、事前キャンプ誘致委員会に係る負担金25万円を今回減額させていただくものでございます。

以上で、平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、川崎修一。

提案理由といたしまして、平野曜二委員の任期が平成27年6月30日で満了するに伴い、選任する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、1点質問をさせていただきます。

今回、公平委員の選任について、前回の平野委員から川崎委員へと変更という形になるわけですが、その変更理由について説明をお願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

今回の選任につきましては、前任者の再任を拒むものではございませんで、前々委員の辞職に伴いまして、早急な委員補充の必要性から、残任期間といたしまして平成27年6月30日までの条件で、愛知県弁護士会に候補者の推選をお願いをしていた関係から、今回の案件であります委員の任期満了に伴い、後任の委員をお願いしたところでございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第1号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号を採択いたします。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・同意第2号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。本日提出でございます。

記といたしまして、氏名、杉方南衣。

提案理由といたしましては、任期が平成27年6月30日で満了するのに伴い、任命する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月5日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時04分 散会

